



出産支援金のご案内



西尾市民のかたで出産されたかたには、加入している医療保険にかかわらず、出産支援金を交付します。この出産支援金は、西尾市における妊産婦世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して出産できる環境を整えることを目的に交付するものです。

■交付対象となる方（申請名義人）

次の条件を全て満たすお父さん（お子さんの出生前に離婚している方は除きます。）又はお母さんです。

- (1) 出生したお子さんが西尾市の住民基本台帳に記載されていること
- (2) 出生したお子さんのお父さん又はお母さんが、出生前3ヶ月以上引き続き西尾市に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されていること
- (3) 今回の出産について、各医療保険者から出産育児一時金等（附加給付金含む）の支払いを受け、または受けることが確定していること

ただし、次に該当したときは、交付対象になりません。

- (I) 住民基本台帳法等で定められた期限を過ぎた住民異動などの届出により、交付対象となったとき
- (II) 住民登録等に実体がないとき
- (III) 出産支援金の交付に必要な調査や問い合わせを西尾市が行うことに同意しないとき

■交付金額 46万円から出産育児一時金等（附加給付金含む）を差し引いた額
（※附加給付金を含む出産育児一時金等が46万円を超えているときは、交付されません。）

■対象となる出産 平成22年4月1日～平成30年3月31日までの出産
（旧幡豆郡三町の住民のかたは平成23年4月1日以降の出産）

■手続きの方法

出生届の手続き等にあわせ、西尾市役所の窓口で申請書類を受け取り、必要事項を記入した上で、以下のとおり申請してください。

- 申請できる方 交付対象となる方（上記参照）
- 申請方法 子育て支援課または各支所へ持参
- 振込先 原則、申請名義人と同じ名義の普通預金口座
- 申請に必要な書類

書類名	入手先/注意点等
◎申請書	市民課戸籍担当 子育て支援課手当担当
◎お母さんの保険証のコピー	
◎出産育児一時金の支給決定通知書のコピーまたは分娩費の明細書のコピー(※)	支給決定通知書は各医療保険者 明細書は各医療機関等
◎出産育児一時金の医療機関直接支払制度合意文書のコピー	各医療機関等 支給決定通知書がある場合は省略可能

(※) 出産育児一時金等について、各医療保険者に問い合わせる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○申請受付開始 出生届を提出後に申請してください。

■出産支援金の支払 出産支援金は、申請内容を確認できた月の翌月末に、指定口座に振り込みます。

■問合せ先 西尾市子育て支援課 手当担当
Tel 0563-65-2109（直通）
（8:30～17:15 土日祝日を除く）

